入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 ８年 11月 10日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　小林　賢太郎

◎調達機関番号 020　　◎所在地番号27

１　工事概要

（1）　品目分類番号 41

（2）　工事名　Ｒ８福井春山合同庁舎増築他電気設備工事

（電子入札対象案件）

（電子契約対象案件）

（3）　工事場所　福井県福井市春山１－１－54

（4）　工事内容

本工事は電気設備棟の新築に伴い、受変電設備及び発電設備等の新設並びに、既存庁舎の受変電設備の改設、撤去等を行う工事である。

＜建物概要＞

電気設備棟　鉄筋コンクリート造２階建

延べ面積421㎡　　新築

既存庁舎　鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造１４階建（地下２階、塔屋２階）　　改設

＜工事内容＞

電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、中央監視制御設備等　各新設一式

電灯設備、動力設備、受変電設備、中央監視制御設備等　各改設一式

撤去工事　　撤去一式

仮設備工事　　仮設一式

建築工事　　改修一式

機械設備工事　　改設一式

(5)　工期　契約締結日の翌日から令和 10年７月11日まで。

但し、指定部分に係わる工期については令和 10年５月16日までとする。

指定部分　電気設備棟（但し、電灯設備の電

灯幹線、動力設備の動力幹線、電力貯蔵設備の直流電源のケーブル、仮設備工事を除く）

(6)　使用する主要な資機材

三相変圧器（750kVA１台、500kVA２台）、

単相変圧器（200kVA３台）、

非常用発電設備（750kVA１台）

(7)　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

(10) 本工事は入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

(11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(12) 本工事は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする工事である。詳細は入札説明書による。

(13) 本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置は認めない。

(14) 本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

また、発注者の承諾を得て紙入札方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取り扱いについて、留意すること。

(15) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

(16) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

(17) 本工事は、中東情勢の変化等による供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難と

なっているナフサを由来とする建設資材について、調達変更により必要となる経費を設計変更にて計上する工事である。

2　競争参加資格

(1)　競争参加者は、次のすべての事項に該当する者とする。

(a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第 165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b) 近畿地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格「電気設備工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(c) 近畿地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格「電気設備工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項)について算定した点数（経営事項評価点数)が、1,100点以上であること（上記（b）の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(d)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(e) 平成23年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記1）から3）までの要件をすべて満たす電気設備工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業

体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

２）工事種目　受変電設備（キュービクル式）

３）工事内容　新設（全面更新の改設工事を含む）、増設

ただし、上記1）から3）までは、すべて同一工事かつ同一敷地内の建築物の実績であること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成23年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成23年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記4）から6）までの要件をすべて満たす電気設備工事（発注者は問わない。民間実

績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

また、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

５）工事種目　建築電気設備

６）工事内容　新設、増設又は改設

ただし、上記４）から６）まではすべて同一工事かつ同一敷地内の建築物の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用

適用対象工事（入札説明書参照）」に該当する場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。

ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(f) 当該工事の施工計画の提出にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切に立案し、その内容を示した資料を提出すること。なお、資料の記載内容が適正でない（未

記載を含む。）場合は競争参加資格を認めない。

(g) 本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(h) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年 3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（i）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事で、令和６年度及び令和７年度において各年度の電気設備工事（以下「当該工事種別」という。）の工事成績評定点の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。

(j) 申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

(k) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該

受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

(l) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、又は人的関係がないこと又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（入札説明書参照）。

(m) 入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（CD-R又はDVD-R）を下記４　(2)（b）に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(n) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術

者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

(a) １級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b) 平成23年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記（1）（e）4）から6）までの要件をすべて満たす電気設備工事（同一工事かつ同一敷地内の建築物の経験であること。また、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事の経験は認められない。）。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育

児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（入札説明書参照）」に該当する場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めな

い。

(c) 配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(e) 在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年 5月30日付け国総建第 155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和 5年3月13日付け国土建第 601号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接

的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和6年3月26日付け国不建技 291号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第 357号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記（a）から（e）までの基準を満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記（a）及び（d）の基準を満たす主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置

予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

3　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

1)「施工能力等」

「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」について評価する。

2)　「WLB （ワーク･ライフ･バランス）関連認定制度」

WLB （ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度で認定された企業等について評価する。

3)　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

（ア）施工体制確保の確実性

（イ）品質確保の実効性

4)　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記（2）によって得られる標準点と入札参加者それぞれの施工能力等の評価による加算点の合計

を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）上記 1）から 3）までの内容が適正であること。

（ウ）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2) 施工能力等について

(a) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100 点を与えるものとし、施工能力等についての評価の配点は40点とし、得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b) 「WLB （ワーク･ライフ･バランス）関連認定制度」については、WLB （ワーク・ライフ・バランス）関連認定制度の認定があれば0.5点を与える。

(c) 施工体制については、「施工体制確保の

確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

(3)　上記（1）において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4)　技術評価項目における記載内容の履行に関する事項

受注者の責めにより提案された技術評価項目が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

４　入札手続等

(1)　担当部局　〒540-8586　大阪府大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎８階

近畿地方整備局　総務部　契約課

契約第一係　松岡　諭史

電話　06-6942-1141（代）

(2)　入札説明書等の交付期間及び交付方法

入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、令和８年11月10日から令和８年11月27日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9時00分から午後 6時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、下記 (a) から (c) によるものとし、電子記録媒体（CD-R又はDVD-R）を下記 (b) に持参することにより電子データにて交付するので、下記 (b) にあらかじめ申し出ること。

(a)　交付期間：令和８年11月10日から令和８年11月27日までの休日を除く毎日、午前 9時15分から午後 5時00分まで。

(b)　申込先及び交付場所：〒540-8586　大阪

府大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局　総務部　契約課　電話06-6942-1141（代）

(c)　交付申込期限：令和８年11月27日正午まで。

(3)　申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

(a)　提出期間：令和８年11月11日から令和８年11月30日までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後 4時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

(b)　提出先：〒540-8586　大阪府大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎１階　近畿地方整備局　契約情報コーナー　電話06-6942-1141（代）　内線2850

(c)　提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。

(4)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法

令和８年12月17日から令和９年２月１日までの休日を除く毎日、午前 9時15分から午後 4時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。

ただし、利付き国債の提供の場合の期限は、令和９年１月20日午後 4時30分までとする。）。

〒540-8586　大阪府大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎８階　近畿地方整備局総務部　契約課　電話06-6942-1141（代）

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5)　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(a)　電子入札システムによる入札の締切は、令和９年２月１日正午。

(b)　書面により持参する場合は、令和９年２月１日正午までに近畿地方整備局　総務部　契約課に提出すること。

(c)　郵送による入札書の受領期限は、令和９年２月１日正午（郵送による入札書の提出場所は、近畿地方整備局　総務部　契約課）。

(d)　開札は、令和９年２月４日午前 10時00分　近畿地方整備局　総務部　契約課　入札室にて行う。

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

(a)　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）を

もって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

(b)　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4)　落札者の決定方法

上記３（1）４）に定める評価値の最も高

い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5)　契約締結後のＶＥ提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細

は工事補足説明事項による。

(6)　配置予定技術者の確認

落札決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(7)　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(8)　手続における交渉の有無　無。

(9)　契約書作成の要否　要。

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

(11) 提案された施工計画に対するヒアリングを行う場合がある。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口

上記４（1） に同じ。

(13) 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（1）(b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記

に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局　総務部　契約課　調査係

（〒540-8586　大阪府大阪市中央区大手前3-1-41　大手前合同庁舎８階　電話06-6942-1141（代））においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(14) 詳細は入札説明書による。

６　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity: KOBAYASHI Kentaro Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract: Electrical Installation Work for the R8

Fukui Haruyama Joint Government Office Building Extension and Other Works

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system:12:00 P.M. (noon) 30 November 2026

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 12:00 P.M. (noon) 1 February 2027 (tenders brought along 12:00 P.M. (noon) 1 February 2027 or tenders submitted by mail 12:00 P.M. (noon) 1 February 2027)

(6) Contact point for tender documentation : MATSUOKA Satoshi the first subsection Chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3-1-41, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city,540-8586, Japan TEL 06-6942-1141